

改 正 後	改 正 前
<p>（助成の申請）</p> <p>第5条 同 左</p> <p>2 同 左</p> <p>3 男性不妊治療費の助成を受けようとする者は、特定不妊治療の助成を受けるための申請と同時に浦安市男性不妊治療費助成金交付申請書（別記第1号様式の2）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。<u>ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、特定不妊治療の助成を受けるための申請と同時に申請をしないことができる。</u></p> <p>(1)・(2) 同 左</p> <p>4・5 同 左</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行し、改正後の浦安市特定不妊治療費等助成規則の規定は、令和3年10月1日から適用する。</u></p>	<p>（助成の申請）</p> <p>第5条 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>3 男性不妊治療費の助成を受けようとする者は、特定不妊治療の助成を受けるための申請と同時に浦安市男性不妊治療費助成金交付申請書（別記第1号様式の2）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省 略</p> <p>4・5 省 略</p>